

○警察本部長の行う旅行命令等に関する訓令

昭和30年6月29日

本部訓令第12号

佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）第4条第1項に定める警察本部長（以下「本部長」という。）の行う旅行命令等は、次によりこれを行うものとする。

区分	旅行命令権者	旅行者
警察本部	本部長	本部長、部長、参事官、所属長
	所属長	所属職員
警察学校	本部長	学校長
	学校長	学校職員、学生
警察署	署長	署長、署員

本則…一部改正〔平成7.1本部訓令2、13.6本部訓令7〕

附 則（昭和30年6月29日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和30年6月1日から適用する。

附 則（昭和39年4月30日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年6月22日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和56年6月22日から施行する。

附 則（平成7年1月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成13年6月18日本部訓令第7号）

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。